

第Ⅷ章 総合考察

1. 本研究の成果と課題

(1) 教育課程の編成・実施

① 授業時数のバランスについて

各学校においては、それぞれの障害特性を踏まえながら、各教科等の授業時数を設定し、教育課程を編成している状況が調査結果から推察された。

授業時数については、特別支援学校小学部・中学部においては、小学校及び中学校の総授業時数に準ずること、特別支援学校高等部普通科準ずる教育課程は 74 単位以上、知的障害の教育課程や自立活動を主とする教育課程においては、1050 単位時間を標準とすることが学習指導要領に示されている。各教科等の授業時数や単位数は、学習指導要領に示されている規定の範囲で、在籍する児童生徒や地域の実態に応じて特色ある教育課程の編成が可能になっている。学習指導要領においては、教科等横断的な視点で資質・能力を育むことが目指されており、今回の調査研究の結果から、各学校は各教科等のバランスが保たれているかを十分に検討し、教育課程を編成する必要があるといえる。

② 教科と自立活動の指導目標・指導内容の設定について

学習指導要領の改訂にあたり、児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、学校教育全体や各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図ることが重視され、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱が示された。各教科等の目標や内容も、資質・能力の三つの柱に基づいて整理されており、児童生徒に対してどのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定していくことが重要となる。その際、教科と自立活動の指導目標設定の手続きが異なることを踏まえて、指導計画を作成する必要がある。そのため、特別支援学校学習指導要領解説総則編では、各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの例が示されている。

特別支援学級を対象とした調査において、教育課程編成・実施において特に課題とされた項目は、「実態の異なる複数の児童生徒に応じて教育課程を編成すること」「教育課程の編成のために、児童生徒の教科等での習得状況や既習事項を確認すること」、「自立活動を取り入れて教育課程を編成すること」であった。これらの課題に対して、第Ⅱ章の事例研究で示したように、各教科等目標設定シートを活用して学習状況を把握する取組や、課題関連図を用いた自立活動の個別の指導計画作成の取組等は、課題の解決につながると考えられる。また、特別支援学級においては、調査対象となったどの学年でも「自立活動の時間における指導と各教科等において行う自立活動の指導を関連付けて指導すること」に困難さを抱えていることが明らかとなった。

特別支援学校を対象とした調査でも、自立活動の個別の指導計画作成において指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するための取組については、「学級や学年などの教員間での話し合い」が最も多く、「流れ図」の活用は約 30%に留まっている。流れ図を活用せず、他のどのような方法で教員間の共通理解を図りながら自立活動の指導目標・指導内容を設定しているかは詳細に把握できていないが、第Ⅴ章の事例研究で示した校内研修の取組は参考になると考える。

在籍する児童生徒の実態を踏まえて、各学校が教科や自立活動に関する実態把握から指導目標・指導内容設定の手続きをどのように行うか、そのシステムを確立していくことが必要である。

③ 小学校及び中学校における校内体制の工夫

特別支援学級担当による通常の学級への指導・支援については、「授業時間において通常の学級に入り込んで行う個別または小集団指導」「授業時間において別の場所で行う個別または小集団指導」「授業時間以外（昼休み、放課後等）における個別または小集団指導」「休日、長期休業中等における個別または小集団指導」等が実施されており、特別支援学級担当が通常の学級の児童生徒の指導・支援をかなりの割合で実施していることが明らかとなった。また、交流及び共同学習の際に特別支援学級担当が付き添いで通常学級に入り、周囲の児童生徒への支援を行っている現状もある。特別支援学級担当は特別支援教育コーディネーターを兼ねている場合も多く、このような取組を通して校内での特別支援教育の理解啓発に大きな役割を果たしている。

このような特別支援学級担当の取組を支えるための校内体制を構築することは重要である。加えて、特別支援学級における特別の教育課程編成の手続きや、交流学級担任や教科担当との連携に関しても、第Ⅱ章の事例研究で示した学校組織体制や情報共有の場の設定などは参考になる。各学校が実情に合わせた校内体制を構築していくことが必要である。

④ 関係法規や学習指導要領の規定の理解

特別支援学級、特別支援学校知的障害の教育課程や自立活動を主とする教育課程においては、自立活動の時間や特別の教科道徳、特別活動の授業時数を 0 単位時間で回答する学校があった。自立活動に焦点をあてると、0 単位時間と回答した学校においては、各教科等を合わせた指導の中で行っている、時間は設けずに学校教育全体を通じて行うという理解の下に教育課程が編成されていると推察される。学校教育法施行規則第 130 条第 2 項によって知的障害のある児童生徒の場合は、各教科等を合わせて行うことができることになっているが、その指導の中で取り扱われる各教科や自立活動などの指導目標や指導内容、授業時間の内訳を明確にする必要がある。また、特別支援学校学習指導要領においては、自立活動の時間は適切に定めること、自立活動の時間における指導を中心として各教科等と関連づけながら学校教育全体を通じて行うこと等が示されている。あらためてこれらの関係法規や学習指導要領の規定の理解が不可欠であると考えられる。

（２）カリキュラム・マネジメントの確立

「特別支援教育の推進について（通知）（平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号）」においては、特別支援教育の理念は、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」と示されている。

教育課程を編成するにあたっては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握することが重要であり、本研究で取り上げた事例研究を見てみると、個々の児童生徒の実態を組織的に把握する取組が欠かせないことが看取できる。

特別支援学校の教務主任を対象とした調査から、カリキュラム・マネジメントを進めるにあたっての課題として、「自校の教員のカリキュラム・マネジメントに関する専門性が不足している」「システムが構築できていない」ことが明らかとなった。今後、教員のカリキュラム・マネジメントに関する専門性を追究するとともに、特別支援学校の特徴を踏まえた改善に向けた取組を発信していくことが必要であると考ええる。

また、カリキュラム・マネジメントを進めるにあたっては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めることが求められている。学校の実態は様々であり一律にどのような組織を形成することが望ましいのかを具体的に示すことは難しいが、本研究で取り上げた事例研究を見てみると、校長が示す学校経営方針に基づいて複数の分掌が連携したり、知的障害の教科を充実させるために教科会を編成したりする組織づくりの工夫の一端を収集することができた。

カリキュラム・マネジメントのシステムがまだ確立していない学校が多い現状も踏まえると、今後は組織の中で教育課程の編成に係る多様な情報をどのように共有して検討しているか、その中で生じている課題などを事例的に分析しながら、改善に向けた方策を提言するための基礎的知見を得る研究へと発展させる必要があると考ええる。

（３）教育委員会の教育課程管理

教育委員会は、各学校が編成する教育課程を管理・執行し、教育課程について必要な教育委員会規則を定めている。各学校はこの規定に基づいて教育課程を編成しており、教育委員会が定めた様式によって届け出ている。

今回の教育委員会を対象とした調査から、各教科等を合わせた指導を行う場合、その中で扱われる各教科等の授業時数の内訳を算出して把握しているという機関は、小学校及び中学校を設置する教育委員会で約 15%、特別支援学校を設置する教育委員会で約 33%という結果であった。各教科等の授業時数の内訳を算出することを求めている機関が多く、各学校においても指導の形態である各教科等を合わせた指導ごとの授業時数の算出に留まっている学校が多いことが推察された。

各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等の目標達成を目指していくことになり、各教科等を合わせた指導で扱っている教科等において育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

各学校の教育課程編成・実施を支援する教育委員会の役割は重要であり、届け出の様式を含めて、各学校の教育課程の把握内容を検討することが課題である。

（４）研究実施上の課題

本研究において実施した各質問紙調査は、回収率が低いことが課題としてあり、本調査結果の解釈などには留意が必要といえる。今後、より適切な調査項目の設定や実施方法等を検討することが必要である。また、本研究が扱った質問紙調査のうち、特別支援学校小学部・中学部、並びに特別支援学級を対象として実施した調査では、対象学年を小学部・小学校第３学年、第６学年、中学部・中学校第３学年にしたり、複数の教育課程がある場合は代表的なものに絞ったりして授業時数などを調査した。このように対象を限定して調査を行った理由としては、各校の全学年、類型化された教育課程の全ての状況を尋ねることで生じる回答者の負担を考慮したことがあった。一方で、このように特定の学年や代表的な教育課程に絞った調査手続きにより把握される状況には限界がある。対象学年の選定や、設定されている教育課程の類型をどのように把握するかについての検討を進め、より詳細な状況の把握が可能な調査を計画することが今後の課題といえる。

２．今後の展望

本研究は、改訂された学習指導要領の着実な実施に向けて、①教育課程の編成及び実施状況について、調査研究を通して状況を把握し、課題を整理すること、②教育課程の編成・実施から評価・改善をどのように進めるか、事例研究を通してその具体的な取組を明らかにすること、の２点を目的として実施した。

調査により、各学校における教育課程編成・実施状況を把握し、課題を整理することができた。また、課題と関連した事例研究により、課題解決につながる取組の一端を示すことができた。教育課程の編成のための作業内容や作業手続き等の全体について、具体的に教育課程を編成する際の視点や考え方等を整理し、ガイドブックとしてまとめたことも研究成果の一部である。

今後の展望として、関係法規や学習指導要領の規定の理解を促す取組を検討することが必要であると考え。例えば、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第１章第８節及び特別支援学校高等部学習指導要領第１章第８款「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」において、各教科の目標や内容の一部を取り扱わないことができる規定や、重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合は自立活動を主として指導することができる規定などがあるが、各学校がこれらの規定をどのように踏まえているか、またどのような根拠で授業時数を算出しているかなどを視点に分析し、次期学習指導要領の改訂に向けて論点を提言することが必要であると考え。

（金子健・北川貴章・吉川知夫）